

果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業の流れ

①剪定枝を提供したい果樹農家（以下「提供者」）などと、剪定枝を利用したい薪ストーブ利用者（以下「利用者」）などは、それぞれ、豊丘村役場建設環境課環境係に自分の情報を登録します。

②環境係は、提供者・利用者の情報を双方に提供します。

※提供者・利用者どちらかがもう一方の側の申込み数を大きく上回る場合など、需給に偏りが大きい場合は、情報提供する人数を調整します。

※相手側からの問い合わせで煩雑にならないよう、需給のバランスをとって提供者、利用者を一定数でグループ分けし、情報提供はそのグループのみに行います。

③提供者・利用者双方は、提供された情報の中から希望に沿った相手側に、電話等で直接連絡をとります。

問い合わせでは、剪定枝を提供できる・取りに行ける時期や畑の場所、本数や量、太さなどを話し合い、条件が合うか確認します。

条件が合ったら、具体的な収集の手順等を打ち合わせます。

※剪定枝の提供に当たって、金品等のやりとりは行わないでください。

④利用者は、打合せ内容に従い果樹園に剪定枝を取りに行きます。

※提供者・利用者双方の原則的な作業分担は以下のとおりです。

- ・提供者は、果樹を剪定・伐採した状態にしておきます。
- ・利用者は、剪定・伐採した剪定枝を軽トラックなどで果樹園から搬出します。

※農家の方の作業に支障が無いよう、果樹園内では、剪定枝を軽トラックに載せられる長さに切るのみにして、玉切り等は自宅で行ってください。

⑤その年のやりとりが良好だった場合は、翌年度以降、直接連絡をとりあって継続的にやりとりをしていただいで結構です。